

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の七第一項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法第二百四十三条の二の八第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。次条及び附則第二項において「市長等」という。)の本市に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第二条 市は、前条の責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下この条において「令」という。)第一百七十三条の四第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について、免れさせる。

一 市長 令第一百七十三条の四第一項第一号イに定める数

二 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 令第一百七十三条の四第一項第一号ロに定める数

三 人事委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は地方公営企業の管理者 令第一百七十三条の四第一項第一号ハに定める数

四 前二号に掲げる職員以外の職員 令第一百七十三条の四第一項第一号ニに定める数

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、市長等のこの条例の施行の日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。